

11 平井



行政區画

熊本市

宇都宮市

大津市

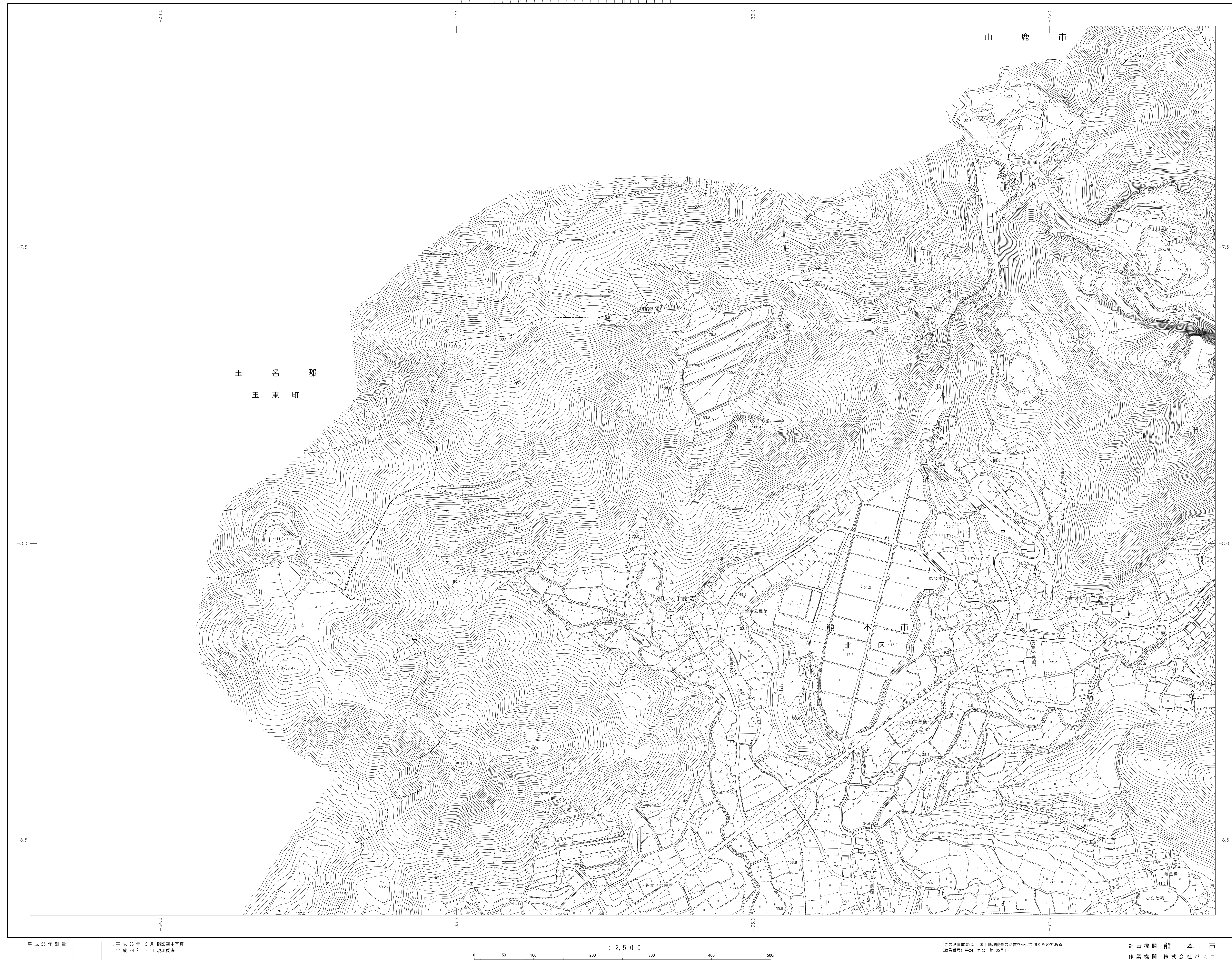
下都賀市

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定
 による第Ⅱ座標系
 投影は横メルカトル図法
 図形に表示してある座標値はキロメートル単位
 平面直角座標値は世界測地系に対応
 方眼は0.5キロメートルの間隔
 高さの基準は東京湾の平均海面
 等高線の間隔は2メートル

11 平井

1:2,500 熊本市国土基本図

12 鈴麦



		8 駄 の 原
	12 鈴 麦	13 山 本
	17 豊 岡	18 富 応

行政區圖

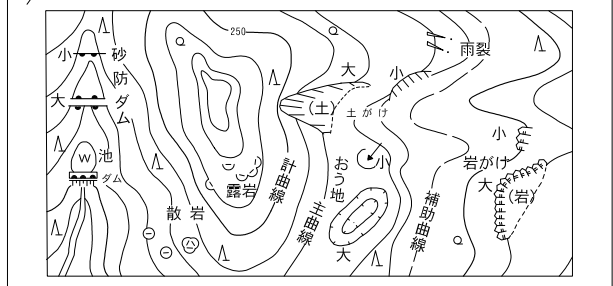
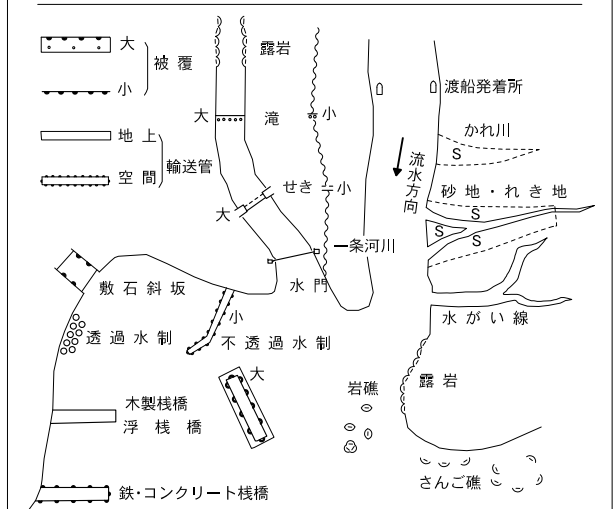


記

[illegible]

	真流 鉄道		真流 鉄道
	雙軌 鉄道		雙軌 鉄道
	雙軌の通車		雙軌の通車
	歩道・分岐等		歩道・分岐等
	送電機		送電機
	橋		橋
	積荷の運送		積荷の運送
	貨物の運送		貨物の運送
	人工 掘削		人工 掘削
	土壁機		土壁機
	部、の、西		部、の、西
	北海道の支庁		北海道の支庁
	部、の特設区		部、の特設区
			

			草樹面	()	美 産
			その他の 樹木等	山 山 山地	
				山	
	さきとび類		地	↓	はい湿地
	パイナップル類		広葉樹林	下	しの地
			針葉樹林	上	やし科林
				中	
	菜類		竹群		渾地



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅲ座標系
投影は横メルカトル図法
図面に表示してある座標値はキロメートル単位
平面直角座標値は世界測地系に対応
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

12 鈴麦

15 龜甲



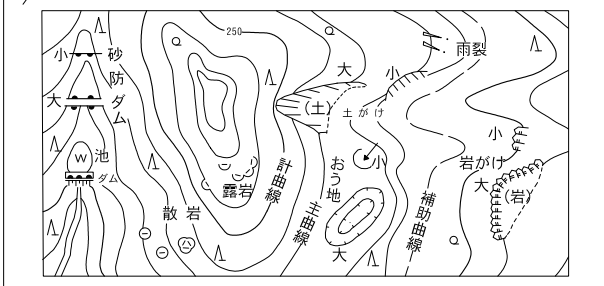
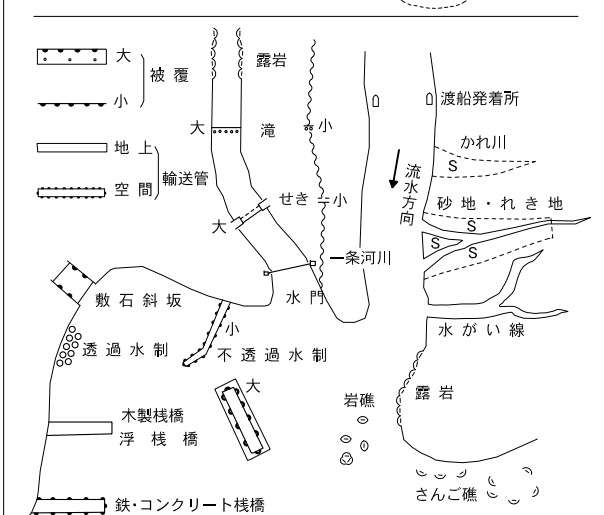
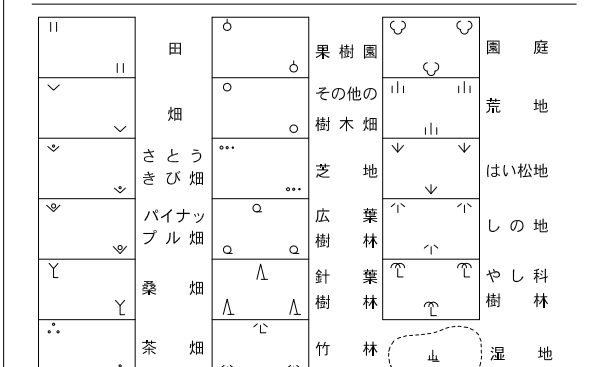
9 内	10 豊 田	11 平 井
14 味 取	15 亀 甲	16 古 閑
19 一 木	20 岩 野	21 石 川

行政区画

熊 本 県
熊 本 市
北 区

記

●	建築業	▲ 37.2	二 次 商 業	▲ 22.5
●	製造業	▲ 25.62	● 42.3	● 42.3
●	卸売・小売業	▲ 35.6	● 42.3	● 42.3
●	運輸業	▲ 25.73	● 42.3	● 42.3
●	情報業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	金融業	▲ 15.6	● 42.3	● 42.3
●	サービス業	▲ 62	● 42.3	● 42.3
●	その他	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	建設業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	農業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	林業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	漁業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	鉱業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	採石業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	電力業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	ガス業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	水道業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	下水道業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	廃棄物処理業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	清掃業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	保安業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	警備業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	防衛業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	航空業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	宇宙産業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	海洋産業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	環境産業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	健康産業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	福祉産業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	文化産業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	娯楽産業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	スポーツ産業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	観光産業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	教育産業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	医療産業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	介護産業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	福祉サービス	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	社会福祉	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	児童福祉	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	高齢者福祉	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	障害者福祉	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	母子福祉	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	青少年福祉	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働福祉	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	職業福祉	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働安全衛生	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働環境	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働関係	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働法	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働契約	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働組合	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働争議	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働仲立	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働裁判	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働行政	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働政策	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働市場	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働需要	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働供給	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働生産性	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働効率	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働コスト	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働賃金	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働所得	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働分配率	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働参加率	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働参加意識	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働参加制度	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働参加促進	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働参加支援	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働参加奨励	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働参加奨励金	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働参加奨励制度	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働参加奨励政策	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働参加奨励施策	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働参加奨励事業	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働参加奨励プロジェクト	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3
●	労働参加奨励プログラム	▲ 12.3	● 42.3	● 42.3

[illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定
による第II座標系
投影は横メルカトル図法
図形に表示してある座標値はキロメートル単位
平面直角座標値は世界測地系に対応
万規は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

15 龜甲

16 古閑



18 富応

12 鈴 麦	13 山 本	14 味 取
17 豊 岡	18 富 応	19 一 木
22 那 知	23 轟	24 植 木

行政区画

熊 本 県
熊 本 市
北 区

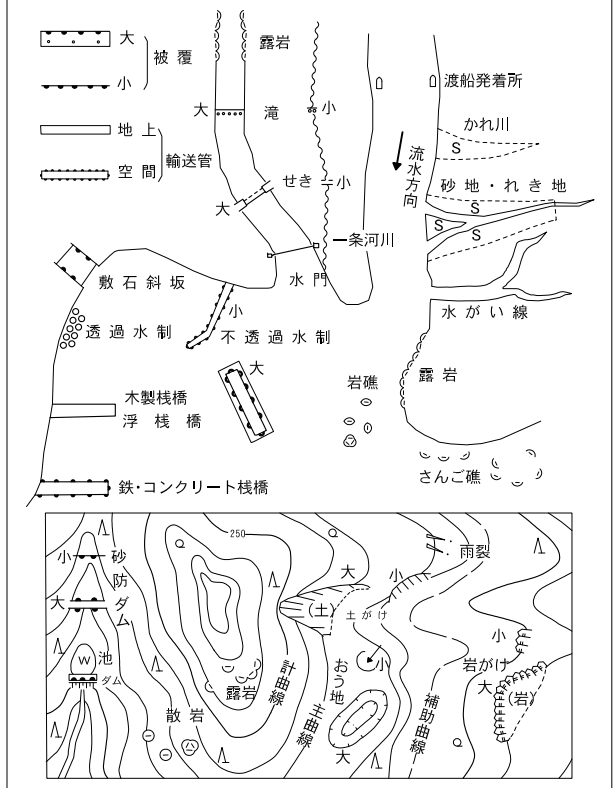
— 5 —

	普通建物	△ 37.2	二角点
	堅ろう建物	□ 25.62	水準点
		○ 42.3	多数点及び礫石を 示す点の間の距離
	堅ろう堅固な	▽ 35.6	公共基準点 (二角点)
		■ 25.73	公共基準点 (水準点)
	普通堅固な	- 12.3	礫石を有しない 点
		- 15.8	位置精度による 点
		△ 25.62	電子基準点

[illegible]

	真横断路		普通鉄道
	野渡通		特急軌道
	徒歩道		物産線
(留置所)	建設中の道路	(建設中)	建設中の道路
	歩道・分岐		フットキーン 及び異種線
	道路橋		鉄道路
	連絡		鉄道の間接等
	複合交通線		踏道の鉄道 及び乗降所
	電車の間接等		電報線
	沼		気候線
	人工科費		結生帯
	土壌質		結地帯

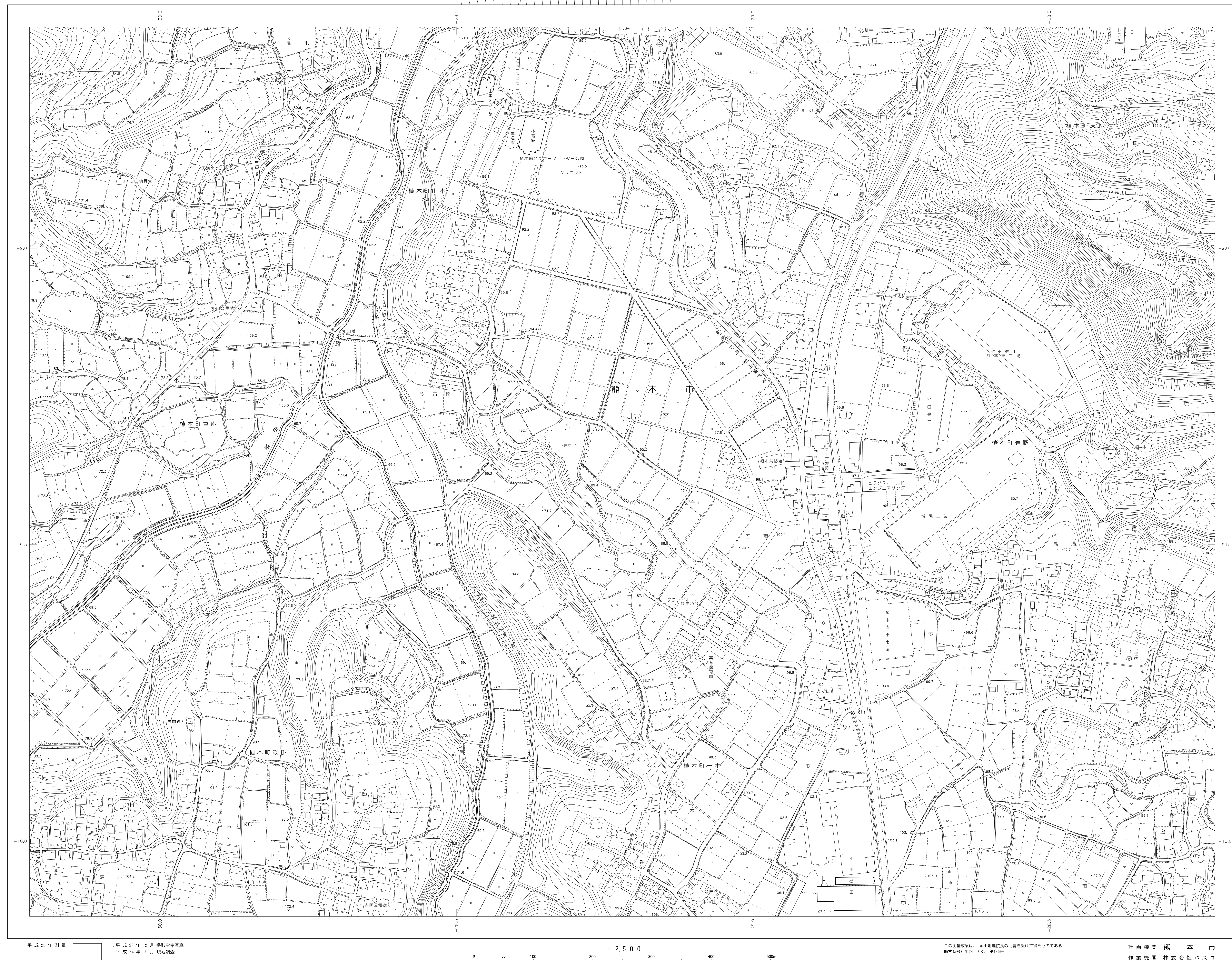
ハ		○	華樹葉	(▽)	裏庭
ハ		○	その他の 樹木様	(山) shi 山	里地
▽		○		(山) shi 山	はい場地
さとう きび畑		—	芝地	(▽)	
パイナップル畑		△	瓜蒔科	(▽)	しの地
＼		△	針葉科	(▽)	やし料林
＼		△	竹科	(△)	蓬地
△		△			



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定
による第II座標系
投影は横メルカトル図法
図面に表示してある座標値はキロメートル単位
平面直角座標値は世界測地系に対応
方角は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

18 富心

19 一木



13 山 本	14 味 取	15 龜 甲
18 富 応	19 一 木	20 岩 野
23 轟	24 植 木	25 広 住

行政区画

熊本市
北区

[illegible][illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定
による第II座標系
投影は横メルカトル図法
図面に表示してある座標値はキロメートル単位
平面直角座標値は世界測地系に対応
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

